

宮 城 県 公 報

令和 8 年 9 月 18 日（金）
定期第 732 号

目 次

告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 国土調査の成果の認証（農村整備課）
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第 2 号漁業者）（水産林政総務課）
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）（7 件）（同）
- 保安林の指定施業要件の変更（森林整備課）
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（3 件）（防災砂防課）
- 土砂災害警戒区域の指定（2 件）（同）
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の変更（3 件）（同）
- 特定収納事務に係る歳入等について（出納総務課）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（契約課）

選挙管理委員会

- 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正（選挙管理委員会事務局）

宮城海区漁業調整委員会

- まだら固定式刺し網漁業の制限（宮城海区漁業調整委員会事務局）

宮城県告示第636号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0411300247	NPO ステップアップ 栗原市築館字荒田沢 38 番 1	就労選択支援	特定非営利活動法人栗原市 障害者就労センター	令和 8 年 10 月 1 日

宮城県告示第 637 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

令和 8 年 9 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 調査を行った者の名称
川崎町
- 2 調査を行った時期
令和 3 年度から令和 4 年度まで
- 3 成果の名称
柴田郡川崎町の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
柴田郡川崎町大字川内字百尋山の一部
- 5 認証年月日
令和 8 年 9 月 9 日

宮城県告示第638号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

令和8年9月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区 域	七ヶ浜町区域（宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち吉田浜の区域）
区 分	総トン数20トン未満の漁船により主として刺し網を使用して行う漁業
同意成立の届出年月日	令和8年9月1日
発起人の住所及び氏名	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字大豆沢3－1 鈴木 政志 宮城郡七ヶ浜町境山1丁目1－31 佐藤 建一
漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第5条第2項に規定する漁業
特定第2号漁業者数	4人

宮城県告示第639号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第108条第4項に規定する要件に適合するものと認める。

令和8年9月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第15加入区
区 域	平成19年宮城県告示第318号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の石巻湾支所の地区
同意成立の届出年月日	令和8年9月1日
発起人の住所及び氏名	石巻市浜松町4-51 内海 広志 石巻市さくら町五丁目3番地4 南部 武彦
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第5条第3項に規定するのり等養殖業
区域内特定養殖業者数	14人

宮城県告示第640号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第108条第4項に規定する要件に適合するものと認める。

令和8年9月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第34加入区
区 域	平成19年宮城県告示第318号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の矢本支所の地区
同意成立の届出年月日	令和8年9月1日
発起人の住所及び氏名	東松島市小松字谷地6番地1 櫻井 健太 東松島市矢本字一本杉209 津田 大
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第5条第3項に規定するのり等養殖業
区域内特定養殖業者数	10人

宮城県告示第641号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第108条第4項に規定する要件に適合するものと認める。

令和8年9月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 37 加入区
区 域	平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち亀山の区域
同意成立の届出年月日	令和8年9月1日
発起人の住所及び氏名	気仙沼市亀山 7－28 小松 武 気仙沼市亀山 18－17 小松 俊浩
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 5 条第 3 項に規定する特定かき養殖業
区域内特定養殖業者数	3 人

宮城県告示第642号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第108条第4項に規定する要件に適合するものと認める。

令和8年9月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第94加入区
区 域	平成19年宮城県告示第318号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち大久保の区域
同意成立の届出年月日	令和8年9月1日
発起人の住所及び氏名	本吉郡南三陸町志津川字新井田34番地154 千葉 信夫 本吉郡南三陸町志津川字新井田163番地 志津川中央住宅D棟303号 遠藤 則昭
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第5条第3項に規定する特定かき養殖業
区域内特定養殖業者数	3人

宮城県告示第643号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第108条第4項に規定する要件に適合するものと認める。

令和8年9月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 141 加入区
区 域	平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち指ヶ浜の区域
同意成立の届出年月日	令和8年9月1日
発起人の住所及び氏名	牡鹿郡女川町指ヶ浜字指ヶ浜 65－13 鈴木 克彦 牡鹿郡女川町指ヶ浜字指ヶ浜 65－21 鈴木 強
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 5 条第 3 項に規定する特定かき養殖業
区域内特定養殖業者数	3 人

宮城県告示第644号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第108条第4項に規定する要件に適合するものと認める。

令和8年9月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 150 加入区
区 域	平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち野々浜の区域
同意成立の届出年月日	令和8年9月1日
発起人の住所及び氏名	牡鹿郡女川町野々浜字野々浜 135－8 石森 寛 牡鹿郡女川町野々浜字野々浜 102－5 石森 孝之
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 5 条第 3 項に規定する特定かき養殖業
区域内特定養殖業者数	2 人

宮城県告示第645号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第108条第4項に規定する要件に適合するものと認める。

令和8年9月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 151 加入区
区 域	平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち飯子浜、大石浜の区域
同意成立の届出年月日	令和8年9月1日
発起人の住所及び氏名	牡鹿郡女川町飯子浜字飯子 215－12 阿部 正浩 牡鹿郡女川町大石原浜字大石原 75－4 木村 義秋
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 5 条第 3 項に規定する特定かき養殖業
区域内特定養殖業者数	3 人

宮城県告示第646号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年9月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栗原市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栗原市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第 647 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和 8 年 9 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
根上り松の 2	急傾斜地の崩壊	石巻市湊字根上り松	次の図のとおり	宮城県土木部 防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
宜山町	急傾斜地の崩壊	石巻市宜山町		
鹿妻山の 1	急傾斜地の崩壊	石巻市湊字鹿妻山		
伊原津の 3	急傾斜地の崩壊	石巻市伊原津 1 丁目		
鹿妻山の 2	急傾斜地の崩壊	石巻市湊字鹿妻山		
鹿妻山の 3	急傾斜地の崩壊	石巻市湊字鹿妻山		
日和が丘	急傾斜地の崩壊	石巻市日和が丘 1 丁目		
八幡町の 3	急傾斜地の崩壊	石巻市八幡町 2 丁目		
八幡町の 4	急傾斜地の崩壊	石巻市八幡町 2 丁目		
広見山の 2	急傾斜地の崩壊	石巻市沢田字広見山		
不動沢山の 1	急傾斜地の崩壊	石巻市湊字不動沢山		
不動沢山の 2	急傾斜地の崩壊	石巻市湊字不動沢山、字鳥井崎		
住吉町	急傾斜地の崩壊	石巻市住吉町 1 丁目		
葛和田山	急傾斜地の崩壊	石巻市湊字葛和田山		
日影山の 2	急傾斜地の崩壊	石巻市沢田字日影山、字沢田		
広見山の 3	急傾斜地の崩壊	石巻市沢田字広見山		
行兼山	急傾斜地の崩壊	石巻市沢田字行兼山		
日影山の 3	急傾斜地の崩壊	石巻市沢田字日影山、字沢田入、字大畑		
日影山の 4	急傾斜地の崩壊	石巻市沢田字日影山		
日影山の 5	急傾斜地の崩壊	石巻市沢田字日影山、字折立入		
前山の 2	急傾斜地の崩壊	石巻市沢田字前山		
金山の 1	急傾斜地の崩壊	石巻市沢田字金山		
金山の 2	急傾斜地の崩壊	石巻市沢田字金山、字折立山		
金山の 3	急傾斜地の崩壊	石巻市沢田字金山		
前田の 1	急傾斜地の崩壊	石巻市大瓜字前田、字新前田		
前田の 2	急傾斜地の崩壊	石巻市大瓜字前田		
大衡山の 2	急傾斜地の崩壊	石巻市南境字大衡山		

前田の 3	急傾斜地の崩壊	石巻市大瓜字前田		
舘坂山	急傾斜地の崩壊	石巻市真野字舘坂山		
金沢の 5	急傾斜地の崩壊	石巻市南境字金沢		
大衡山の 3	急傾斜地の崩壊	石巻市南境字大衡山		
小島の 8	急傾斜地の崩壊	石巻市真野字小島、字小島山		
台の 2	急傾斜地の崩壊	石巻市南境字台		
日向の 3	急傾斜地の崩壊	石巻市真野字日向		
石崎の 2	急傾斜地の崩壊	石巻市高木字石崎、字大草		
石崎の 3	急傾斜地の崩壊	石巻市高木字石崎、字大草		
山王山	急傾斜地の崩壊	石巻市真野字山王山、字萱原、字小山、字新寺下		
小山	急傾斜地の崩壊	石巻市真野字小山		
小西	急傾斜地の崩壊	石巻市高木字小西		
蒜沢の 1	急傾斜地の崩壊	石巻市北境字蒜沢		
蒜沢の 2	急傾斜地の崩壊	石巻市北境字蒜沢		
小沢の 2	急傾斜地の崩壊	石巻市高木字小沢		
内原の 3	急傾斜地の崩壊	石巻市真野字内原		
南境沢 6	土石流	石巻市南境字台、字沼下、開成		
南境沢 8	土石流	石巻市南境字鳥屋森山、字上金山、字下金山		
北境沢 1	土石流	石巻市北境字久保、字蒜沢、字上待井、字下待井		
北境沢 2	土石流	石巻市北境字トヤケ森、字山崎、字根廻、字舘、字下待井		
北境沢 3	土石流	石巻市北境字蒜沢、字舘、字下待井		
大瓜沢 8	土石流	石巻市大瓜字寺崎、字八津、字内八津、字八津山		
大瓜沢 11	土石流	石巻市大瓜字寺崎、字八津、字内八津、字八津山		
大瓜沢 15	土石流	石巻市大瓜字八津山		
大瓜沢 16	土石流	石巻市大瓜字八津山、字寺崎、字八津		
南境沢 2	土石流	石巻市南境字大衡山、字金沢		
大瓜沢 13	土石流	石巻市大瓜字瀬戸山、字瀬戸		
大瓜沢 19	土石流	石巻市大瓜字前田、字新前田		
大瓜沢 20	土石流	石巻市大瓜字瀬戸山、字前田、字新前田、字瀬戸		
大瓜沢 21	土石流	石巻市大瓜字瀬戸山、字前田、字新前田、字瀬戸、字鷺ノ巣		

大瓜沢 22	土石流	石巻市大瓜字前田、字新前田、字鷲ノ巣		
大瓜沢 23	土石流	石巻市大瓜字前田、字新前田、字鷲ノ巣		
高木沢 1	土石流	石巻市高木字大草、字五番、字石崎		
真野沢 5	土石流	石巻市真野字小島、字小島山、字上小島、字小島前、字新牛石、字大曲戸		
真野沢 6	土石流	石巻市真野字小島、字小島山、字小島前、字新牛石		
真野沢 7	土石流	石巻市真野字小島、字小島山、字小島前、字新牛石、字大曲戸		
真野沢 9	土石流	石巻市真野字小島、字小島山		
真野沢 13	土石流	石巻市真野字小島、字小島山		
真野沢 15	土石流	石巻市真野字館坂山、字日影、字新館下、字館下、字館坂下、字新寺下		
真野沢 20	土石流	石巻市真野字小島、字小島山、字新清水		
真野沢 21	土石流	石巻市真野字舟渡、字新清水、字新館下、字小山前		
真野沢 22	土石流	石巻市真野字日向、字日影山、字日向山		
真野沢 23	土石流	石巻市真野字日向、字日向山、字日影山		
真野沢 24	土石流	石巻市真野字日向、字日向山、字殿林、字新寺下		
真野沢 25	土石流	石巻市真野字内原、字山王山		
真野沢 26	土石流	石巻市真野字内原、字山王山		
真野沢 27	土石流	石巻市真野字内原、字山王山		
井内沢 3	土石流	石巻市井内字一番、字古屋敷前、字八幡山新栄 1 丁目		
大瓜沢 2	土石流	石巻市大瓜字内亀山、字新藤木、字寺崎		
大瓜沢 3	土石流	石巻市大瓜字新内亀山、字内亀山、字亀山待井、字下台、字上台		
大瓜沢 4	土石流	石巻市大瓜字棚橋、字棚橋下待井、字剣崎		
大瓜沢 5	土石流	石巻市大瓜字棚橋、字棚橋下待井		
大瓜沢 6	土石流	石巻市大瓜字棚橋、字棚橋下待井		
大瓜沢 7	土石流	石巻市大瓜字瀬戸山、字辰脇、字新小福地、字新八津		

湊沢 13	土石流	石巻市不動町 1 丁目、八幡町 2 丁目、湊字鳥井崎、字不動沢山		
湊沢 14	土石流	石巻市不動町 2 丁目、湊字葛和田、字藤巻		
湊沢 15	土石流	石巻市不動町 2 丁目、湊字葛和田、字藤巻、字葛和田山		
井内沢 1	土石流	石巻市井内字井内山、字井内		
井内沢 7	土石流	石巻市字四番、字五番、字磯田、字磯田山		
真野沢 2	土石流	石巻市真野字小島、字小島山、字小島前		
真野沢 1	土石流	石巻市真野字半堂崎、字半堂前、字小島山、字丸森南		
沢田沢 19	土石流	石巻市沢田字小友山、字小友、沼津字越田、字北新田		
真野沢 4	土石流	石巻市真野字小島、字小島山、字上小島、字小島前、字新牛石		
沼津沢 9	土石流	石巻市沼津字大林山、字入、字川端、字明法寺		
渡波沢 3	土石流	石巻市渡波字転石山、字際、字大林下		
渡波沢 4	土石流	石巻市渡波字早坂山、字際、字際前		
渡波沢 5	土石流	石巻市渡波字早坂山、字転石山、字際、		
湊沢 16	土石流	石巻市湊字牧山		
湊沢 17	土石流	石巻市湊字鹿妻山、字牧山		
根岸沢 1	土石流	石巻市根岸字大和田、字新大和田、字中、字坂上山、字城見、字城見山		
根岸沢 2	土石流	石巻市根岸字中、字坂上山、字城見、字城見山、字新城見		
沢田沢 18	土石流	石巻市沢田字平行山		
井内沢 5	土石流	石巻市井内字三番、字二番、字滝ノ口、字磯田山、字八幡山、新栄 2 丁目		
流留沢 6	土石流	流留字寺沢山、字山谷、字入沢山、字町、字宰ノ神		
流留沢 7	土石流	流留字寺沢山、字山谷、字入沢山、字町、字宰ノ神		
沢田沢 12	土石流	石巻市沢田字新平行、字平行山、字平行山根、字平行三番		
沼津沢 1	土石流	石巻市沼津字山中、字出外、字北新田、字由利郷、字三輪、字拾枚山、字竹森、字沢口		

沼津沢 2	土石流	石巻市沼津字山中、字北新田、字由利郷、字三輪、字拾枚山、字竹森、字沢口、字新林山
沼津沢 3	土石流	石巻市沼津字山中、字出外、字北新田、字由利郷、字三輪、字拾枚山、字竹森、字沢口、字新林山、字入、字越田
沼津沢 5	土石流	石巻市沼津字竹森、字沢口、字新林山、字入、字川端、字明法寺
沼津沢 6	土石流	石巻市沼津字沢口、字新林山、字入、字川端、字明法寺
沼津沢 7	土石流	石巻市沼津字沢口、字新林山、字入、字川端、字明法寺
沢田沢 3	土石流	石巻市沢田字日影山、字上の台、字沢田、字折立
沢田沢 4	土石流	石巻市沢田字行兼山
沢田沢 5	土石流	石巻市沢田字日影山、字折立入、字折立山、字折立
沢田沢 8	土石流	石巻市沢田字日影山、字折立入、字折立山、字折立
沢田沢 10	土石流	石巻市沢田字折立入山、字折立山、字折立
沢田沢 11	土石流	石巻市沢田字大蛇峯、字志の畑、字前山
沢田沢 13	土石流	石巻市沢田字大蛇峯、字志の畑、字前山
沢田沢 14	土石流	石巻市沢田字金山
沢田沢 15	土石流	石巻市沢田字大蛇峯、字志の畑、字前山
沢田沢 16	土石流	石巻市沢田字大蛇峯、字志の畑、字前山
沢田沢 17	土石流	石巻市沢田字大蛇峯、字志の畑、字前山
湊沢 1	土石流	石巻市湊字隠里山、字根上り松、字大門崎、大門町 3 丁目、湊東 2 丁目、松並 1 丁目
湊沢 2	土石流	石巻市伊原津 1 丁目、湊字隠里山
湊沢 4	土石流	石巻市湊字鹿妻山、字隠里山、伊原津 1 丁目
湊沢 5	土石流	石巻市湊字御所入、字草刈山
湊沢 6	土石流	石巻市湊字御所入、字草刈山
湊沢 8	土石流	石巻市湊字草刈山、吉野町 1 丁目、2 丁目

湊沢 9	土石流	石巻市湊字御所入山、字草刈山		
湊沢 10	土石流	石巻市湊字御所入山、字草刈山		
渡波沢 1	土石流	石巻市渡波字貉坂山、字山崎、字西ヶ崎、字根岸前、字際前		
湊沢 12	土石流	石巻市湊字鹿妻山、字鹿妻		
流留沢 2	土石流	石巻市新成 3 丁目、垂水町 1 丁目、2 丁目、流留字垂水、字垂水山		
流留沢 3	土石流	石巻市新成 3 丁目、垂水町 2 丁目、3 丁目、流留字垂水、字垂水山		
流留沢 4	土石流	石巻市流留字善性寺、字取揚坂、字垂水山、字内田、字赤坂、垂水町 3 丁目		
流留沢 5	土石流	石巻市流留字赤坂、字赤坂前、字内田、字新田、字七勺、字町		
大瓜沢 12	土石流	石巻市大瓜字棚橋		
高木沢 4	土石流	石巻市高木字小西山、字小西、字竹ノ下、字内田、字新内田、字大草、字二番、字清水、字多利清水山		

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

宮城県告示第 648 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和 8 年 9 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の所在地	建築物の構造 の規制に必要な 衝撃に関する事項	縦覧場所
前山の 1	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜字篠浜山 石巻市沢田字沢田、字前山	次の図のとおり	宮城県土木部防災 砂防課及び宮城県 東部土木事務所

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

宮城県告示第 649 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和 8 年 9 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の所在地	建築物の構 造の規制に 必要な衝撃 に関する事 項	縦覧場所
針浜沢 1	土石流	牡鹿郡女川町針浜	次の図のと おり	宮城県土木 部防災砂防 課及び宮城 県東部土木 事務所
針浜沢 2	土石流	牡鹿郡女川町針浜		
針浜沢 3	土石流	牡鹿郡女川町針浜		
針浜沢 4	土石流	牡鹿郡女川町針浜		
針浜沢 5	土石流	牡鹿郡女川町針浜		
針浜沢 6	土石流	牡鹿郡女川町針浜		
針浜沢 7	土石流	牡鹿郡女川町針浜		
針浜沢 8	土石流	牡鹿郡女川町針浜		
針浜沢 9	土石流	牡鹿郡女川町針浜		
小乗浜沢 1	土石流	牡鹿郡女川町小乗浜		
針浜沢 10	土石流	牡鹿郡女川町針浜		
浦宿浜沢 1	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜		
小乗浜沢 2	土石流	牡鹿郡女川町小乗浜		
浦宿浜沢 2	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜沢 3	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜沢 4	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜		
鷺神浜沢 1	土石流	牡鹿郡女川町鷺神浜、鷺神 1 丁目、 鷺神 2 丁目		
浦宿浜沢 5	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜		
小乗二丁目沢 1	土石流	牡鹿郡女川町小乗 2 丁目、小乗浜		
鷺神浜沢 2	土石流	牡鹿郡女川町鷺神浜、鷺神 1 丁目		
小乗二丁目沢 2	土石流	牡鹿郡女川町小乗 2 丁目、小乗浜		
浦宿浜沢 6	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜沢 7	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜沢 8	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜沢 9	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜沢 10	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜		
鷺神二丁目沢	土石流	牡鹿郡女川町鷺神 2 丁目、鷺神浜		
浦宿浜沢 12	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜沢 13	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜沢 14	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜沢 15	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜		

浦宿浜沢 16	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜
浦宿浜沢 17	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜
浦宿浜沢 18	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜
浦宿浜沢 19	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜
浦宿浜沢 20	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜
鷺神浜沢 3	土石流	牡鹿郡女川町鷺神浜、大道
鷺神浜沢 4	土石流	牡鹿郡女川町鷺神浜
桐ヶ崎沢 1	土石流	牡鹿郡女川町桐ヶ崎
浦宿浜沢 21	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜
桐ヶ崎沢 2	土石流	牡鹿郡女川町桐ヶ崎
浦宿浜沢 22	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜
浦宿浜沢 23	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜
竹浦沢 1-1	土石流	牡鹿郡女川町竹浦
竹浦沢 1-2	土石流	牡鹿郡女川町竹浦
石浜二丁目沢 2	土石流	牡鹿郡女川町石浜 2 丁目、石浜、市場通り
石浜一丁目沢 1	土石流	牡鹿郡女川町石浜 1 丁目、石浜
石浜沢 2	土石流	牡鹿郡女川町石浜、市場通り
尾浦沢 1	土石流	牡鹿郡女川町尾浦
女川浜沢 1	土石流	牡鹿郡女川町女川浜、大原
石浜一丁目沢 2	土石流	牡鹿郡女川町石浜 1 丁目、石浜
尾浦沢 2	土石流	牡鹿郡女川町尾浦
宮ヶ崎沢	土石流	牡鹿郡女川町宮ヶ崎、石浜、市場通り
尾浦町沢 1	土石流	牡鹿郡女川町尾浦町、尾浦
尾浦町沢 2	土石流	牡鹿郡女川町尾浦町、尾浦
尾浦沢 4	土石流	牡鹿郡女川町尾浦
女川浜沢 3	土石流	牡鹿郡女川町女川浜、清水 2 丁目
女川浜沢 4	土石流	牡鹿郡女川町女川浜、清水 2 丁目
御前浜沢 1	土石流	牡鹿郡女川町御前浜
御前浜沢 2	土石流	牡鹿郡女川町御前浜
指ヶ浜沢 1	土石流	牡鹿郡女川町指ヶ浜
指ヶ浜沢 2	土石流	牡鹿郡女川町指ヶ浜
針浜 1	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町針浜
針浜 2	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町針浜
針浜 3	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町針浜
針浜 4	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町針浜
針浜 5	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町針浜
針浜 6	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町針浜
針浜 7	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町針浜
針浜 8	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町針浜
針浜 9	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町針浜
針浜 10	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町針浜

針浜 11	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町針浜		
針浜 12	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町針浜		
浦宿浜 1	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜 2	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
針浜 13	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町針浜、浦宿浜		
浦宿浜 3	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
小乗浜 1	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町小乗浜		
小乗浜 2	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町小乗浜		
小乗浜 3	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町小乗浜		
鷺神浜 1	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町鷺神浜		
浦宿浜 4	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜 5	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜 6	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜 7	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜 8	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜 9	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜 10	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜、鷺神浜		
浦宿浜 11	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜 12	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜 13	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜 14	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜 15	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
鷺神浜 2	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町鷺神浜		
浦宿浜 16	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜 17	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜 18	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜 19	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜 20	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜 21	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜 22	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜 23	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
浦宿浜 24	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜		
竹浦 1	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町竹浦		
竹浦 2	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町竹浦		
女川浜 1	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町女川浜、大原		
宮ヶ崎	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町宮ヶ崎、市場通り		
尾浦 1	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町尾浦		
石浜 2	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町石浜、石浜 1 丁目		
尾浦 2	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町尾浦		
尾浦 3	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町尾浦		
女川浜 2	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町女川浜、大原		
尾浦 4	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町尾浦		
尾浦 5	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町尾浦、尾浦町		

尾浦町	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町尾浦町、尾浦		
尾浦 6	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町尾浦		
女川浜 3	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町女川浜、清水 1 丁目		
清水一丁目	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町清水 1 丁目、女川浜		
女川浜 4	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町女川浜		
女川浜 5	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町女川浜		
御前浜 1	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町御前浜		
御前浜 2	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町御前浜		
御前浜 3	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町御前浜		
指ヶ浜 1	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町指ヶ浜		
指ヶ浜 2	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町指ヶ浜		

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

宮城県告示第 650 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和 8 年 9 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
上の台	急傾斜地の崩壊	石巻市沢田字上の台、字沢田、字日影山	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
南境沢 1	土石流	石巻市南境字水貫山、字水貫前		
南境沢 3	土石流	石巻市南境字才神、字新館下、字松木沢山、字石田開成		
南境沢 5	土石流	石巻市南境字水貫山、字水貫前		
南境沢 7	土石流	石巻市南境字館山、字金沢、字新金沢、字金沢前		
大瓜沢 10	土石流	石巻市大瓜字寺崎、字八津、字内八津、字八津山		
大瓜沢 17	土石流	石巻市大瓜字八津山		
南境沢 4	土石流	石巻市南境字松木沢山、字金沢		
大瓜沢 14	土石流	石巻市大瓜字瀬戸山、字瀬戸		
大瓜沢 18	土石流	石巻市大瓜字瀬戸山、字前田、字新前田、字瀬戸		
高木沢 2	土石流	石巻市高木字大草、字五番、字二番、字石崎		
真野沢 8	土石流	石巻市真野字小島、字小島山、字小島前、字新牛石、字大曲戸		
真野沢 11	土石流	石巻市真野字小島、字小島山		
真野沢 14	土石流	石巻市真野字小島、字小島山		
真野沢 18	土石流	石巻市真野字舟渡、字新清水、字新館下、字小山前		
真野沢 19	土石流	石巻市真野字小島、字小島山、字新清水		
真野沢 10	土石流	石巻市真野字日影、字館坂山、字八森山		
真野沢 12	土石流	石巻市真野字日影、字館坂山、字八森山		
井内沢 4	土石流	石巻市井内字一番、字古屋敷前、字八幡山新栄 1 丁目		
大瓜沢 1	土石流	石巻市大瓜字新内亀山、字内亀山、字亀山待井		

大瓜沢 9	土石流	石巻市大瓜字小福地、字内小福地、字新小福地、字辰脇、字新八津		
井内沢 2	土石流	石巻市大瓜字井内、井内字八幡山、字井内、字一番		
沢田沢 20	土石流	石巻市沢田字小友山、字小友、沼津字大林山、字越田、字北新田		
真野沢 3	土石流	石巻市真野字小島、字小島山、字上小島、字小島前、字新牛石		
沼津沢 8	土石流	石巻市沼津字大林山、字越田、字入、字北新田		
渡波沢 2	土石流	石巻市渡波字転石山、字大林下、字鹿松		
渡波沢 6	土石流	石巻市渡波字早坂山、字転石山、字際		
根岸沢 3	土石流	石巻市根岸字大和田、字新大和田、字中、字坂上山		
井内沢 6	土石流	石巻市井内字三番、字二番、字滝ノ口、字磯田山、新栄 2 丁目		
沼津沢 4	土石流	石巻市沼津字山中、字北新田、字由利郷、字三輪、字竹森、字沢口、字新林山、字入、字越田、字川端、字明法寺		
沢田沢 2	土石流	石巻市沢田字流留境畑、字沢田入、字沢田、字上の台		
沢田沢 6	土石流	石巻市沢田字折立入山、字行兼山		
沢田沢 7	土石流	石巻市沢田字志の畑、字行兼山		
沢田沢 9	土石流	石巻市沢田字折立入山、字折立		
湊沢 3	土石流	石巻市湊大門崎山、字御所入、吉野町字 2 丁目、3 丁目		
湊沢 7	土石流	石巻市湊字御所入、字草刈山、吉野町 2 丁目、3 丁目		
湊沢 11	土石流	石巻市湊字中座峯山、字草刈山、字御所入山		
高木沢 3	土石流	石巻市高木字小西山、字小西、字竹ノ下、字内田、字新内田、字大草、字二番、字清水、字多利清水山		
真野沢 16	土石流	石巻市真野字小島、字小島山		
真野沢 17	土石流	石巻市真野字小島、字小島山、字新清水		

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

宮城県告示第 651 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和 8 年 9 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
高白浜沢	土石流	牡鹿郡女川町高白浜	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
針浜沢 11	土石流	牡鹿郡女川町針浜		
浦宿浜沢 11	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜		
石浜二丁目沢 1	土石流	牡鹿郡女川町石浜 2 丁目、石浜、市場通り		
石浜沢 1	土石流	牡鹿郡女川町石浜、市場通り		
石浜沢 3	土石流	牡鹿郡女川町石浜		
尾浦沢 3	土石流	牡鹿郡女川町尾浦		
女川浜沢 2	土石流	牡鹿郡女川町女川浜、清水 1 丁目		
旭が丘一丁目	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町旭が丘 1 丁目		
石浜 1	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町石浜		

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

宮城県告示第 652 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（平成 21 年 3 月 27 日宮城県告示第 287 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
尾羽白沢	土石流	牡鹿郡女川町清水 2 丁目、女川浜	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
水穴 1 号沢	土石流	牡鹿郡女川町清水 2 丁目、女川浜		

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

宮城県告示第 653 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（平成 23 年 3 月 18 日宮城県告示第 224 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
川尻沢	土石流	牡鹿郡女川町宮ヶ崎	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
御殿山 2 号沢	土石流	牡鹿郡女川町石浜 1 丁目、石浜		

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

宮城県告示第 654 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（平成 22 年 2 月 2 日宮城県告示第 101 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
観音沢	土石流	牡鹿郡女川町女川 1 丁目、女川浜	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

宮城県告示第 655 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項の規定により、以下の歳入等の収納の事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしたのでこれを告示する。

令和8年9月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和8年9月24日

- 2 特定収納事務に係る歳入等

地方自治法第243条の2の7第2項に基づく政令に定める方法により納付されるもの

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 8 年 9 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

高機能樹脂造形システム 一式

(2) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 令和 9 年 3 月 19 日（金）

(4) 納入場所 宮城県産業技術総合センター

（宮城県仙台市泉区明通二丁目 2 番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- (8) 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022-211-3335）へ令和8年10月6日（火）午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

- (2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県出納局契約課物品班（担当 福地 美奈 電話 022-211-3333）

- (3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和8年10月6日（火）まで（2）あて申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

ア システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和8年10月6日（火）午前9時から令和8年10月19日（月）午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和8年10月19日（月）午後5時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和8年10月21日（水）午前9時から令和8年11月2日（月）午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(7) 日時 令和8年11月2日（月）午後5時

(4) 場所 (2)に同じ

(ウ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により（ア）の日時までに到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、（６）の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和 8 年 11 月 4 日（水）午前 10 時

宮城県行政庁舎 10 階入札室

4 入札に参加することができない者 2 に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）第 97 条及び第 98 条の規定による。

(3) 契約保証金 財務規則第 113 条及び第 114 条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) この契約は、電子契約を選択することができる。

(9) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(10) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

1. **Nature and Quantity of the Items to be Procured:** High-performance resin molding system (1 set)

2. **Deadline for Delivery:** March 19, 2027 (Fri.)

3. **Place of Delivery:** Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government

4. **Deadline for Bid Submission:** November 2, 2026 (Mon.), 5:00 P.M.

5. **Contact Information:** Mina Fukuchi, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government

3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570

TEL.: 022-211-3333

6. **Language and Currency Used in Contract Procedures:** Japanese and Japanese yen only.

宮選管告示第 46 号

平成 7 年宮選管告示第 8 号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 18 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

改 正 後		改 正 前	
施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
[略]	[略]	[略]	[略]
大崎市三本木伊賀集会所	同 市三本木伊賀字中伊賀 11 番地 2	大崎市三本木伊賀集会所	同 市三本木伊賀字中伊賀 11 番地 2
		<u>大崎市三本木南谷地集会所</u>	<u>同 市三本木字新鹿嶋 13 番地 1</u>
大崎市三本木北町地区コミュニティセンター	同 市三本木字善並田 121 番地 1	大崎市三本木北町地区コミュニティセンター	同 市三本木字善並田 121 番地 1
[略]	[略]	[略]	[略]
大崎市三本木ふるさと研修センター	同 市三本木蟻ヶ袋字山畑 1 番地 14	大崎市三本木ふるさと研修センター	同 市三本木蟻ヶ袋字山畑 1 番地 14
		<u>大崎市三本木多田川集会所</u>	<u>同 市三本木蒜袋字東谷地 49 番地 1</u>
大崎市鹿島台大沢鷹待嶽集会所	同 市鹿島台平渡字鷹待嶽 3 番地 56	大崎市鹿島台大沢鷹待嶽集会所	同 市鹿島台平渡字鷹待嶽 3 番地 56
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

宮城海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、20トン未満の漁船を使用して行うまだら固定式刺し網漁業（以下「まだら固定式刺し網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

令和8年9月18日

宮城海区漁業調整委員会
会 長 尾 定 誠

1 制限期間

令和9年1月1日から令和9年2月28日まで

2 操業区域

石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面

3 漁業時期

令和9年1月1日から令和9年2月28日まで

4 操業の届出

規制区域においてまだら固定式刺し網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙まだら固定式刺し網漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならない。

5 操業の条件

- (1) 4の届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面を漁船に備え付けなければならない。
- (2) 届出者は、操業期間中、別に定める標識を漁船の船橋の両側又は両舷、船外機船にあつては船体の見やすい場所に表示しなければならない。
- (3) 操業方法は、朝刺し網（おおむね午前4時に投網し、午前7時に揚網を開始する操業方法）又は留刺し網（朝刺し網以外の操業方法）によるものとする。なお、1日の操業につき、朝刺し網と留刺し網のいずれか一方のみ操業できるものとする。
- (4) 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、沖合底びき網漁業禁止ラインより岸側に敷設する場合であつて、他種漁業を営む者との間で事前に調整がなされている場合はこの限りでない。
- (5) 朝刺し網により沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域において操業（漁具の投網（敷設）から揚網終了までの間）する場合は、沖側の漁具に設置した標識（ボンデン）付近に待機し、トラブル回避のために定めた共通の無線チャンネルを通じて、常時傍受できる状態にしておくほか、必要に応じ、連絡代表船を介し、無線又は船舶電話等により交信し、トラブル回避に努めなければならない。
- (6) 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（令和2年宮城県規則第103号）第60条第1項に規定する標識をしなければならない。
- (7) 漁業時期終了後は、1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- (8) 届出者は、当該漁業者間で協議し、操業ルールを定めるとともに、定められた操業ルールを遵守するよう努めなければならない。

（別紙）

まだら固定式刺し網漁業操業事務取扱要領

（操業の届出及び変更の届出）

第1 まだら固定式刺し網漁業の制限（令和8年宮城海区漁業調整委員会指示第2号。以下「委員会指示」という。）4の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、まだら固定式刺し網

漁業操業届出書（様式第1号。以下「操業届出書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県水産林政部水産業振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なくまだら固定式刺し網漁業変更届出書（様式第2号。以下「変更届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。

3 操業届出書及び変更届出書は、届出者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、まだら固定式刺し網漁業操業届出一覧表（様式第3号）を添えて提出するものとする。

（届出書の受理）

第2 操業届出書及び変更届出書は、漁業法（昭和24年法律第267号）その他の関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

（届出済証の交付）

第3 委員会は、第2の規定に基づき届出を受理したときは、届出者の住所の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じ、漁船（漁ろう装置及び漁網を含む。）を確認の上、届出を受理したことを証する書面（以下「届出済証」という。）を届出者に交付する。

2 届出済証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所に連絡の上、その指示を受けなければならない。

（船体の標識）

第4 委員会指示5の（2）で別に定める標識は、様式第4号とする。

（漁獲成績報告書）

第5 委員会指示5の（7）の漁獲成績報告書は、様式第5号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類（水揚げ仕切書等の写し）を添付するものとする。

（操業届出書等の経由）

第6 操業届出書、変更届出書及び第5の漁獲成績報告書は、地方振興事務所を経由して提出するものとする。

(様式第 1 号)

まだら固定式刺し網漁業操業届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名

まだら固定式刺し網漁業を操業したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 漁業時期 令和 9 年 1 月 1 日から同年 2 月 2 8 日まで
- 2 操業区域 石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面。
ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

- (1) 船 名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数
- (5) 無線の有無

4 漁具の規模

k m	×	張り	=	k m
k m	×	張り	=	k m
k m	×	張り	=	k m
		合計		k m

5 届出理由

※ 以下は記入しないでください。

届出番号 宮まだら固 第 号

この届出を受理します。

宮城海区漁業調整委員会
会 長 尾 定 誠 印

(A 4 縦)

(様式第2号)

まだら固定式刺し網漁業変更届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 届出済証番号 宮まだら固第 号
- 2 船 名
- 3 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後

- 4 変更の理由

(A 4 縦)

(様式第3号)

まだら固定式刺し網漁業操業届出一覧表

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長 (支所運営委員長)

※届出番号	一連番号	船 名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	届出者住所	届出者氏名

※印の欄は記載しないでください。

(様式第 4 号)

宮まだら固第	号○
--------	----

- 1 文字及び数字（届出済証番号）の大きさは 8 センチメートル以上とし、太さは 1.5 センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字（届出済証番号）及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協（宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所）の頭文字を記入すること。

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

提出年月日： 年 月 日

所属漁協名		承認証番号	宮まだら固第 号
氏 名		船 名	
刺 網 の 目 合： 寸 分 (cm)		乗 組 員 数	人
規 模 総延長： m ・ 使用反数： 反		※船主（船頭）を除いた人数を記載	

年 月分

日	漁場 番号	水深 (m)	数 量 (kg)	尾数 (尾)	金額 (千円) ※税抜き	操業方法 (いづれかに○印をする)
1						朝刺し網 ・ 留刺し網
2						朝刺し網 ・ 留刺し網
3						朝刺し網 ・ 留刺し網
4						朝刺し網 ・ 留刺し網
5						朝刺し網 ・ 留刺し網
6						朝刺し網 ・ 留刺し網
7						朝刺し網 ・ 留刺し網
8						朝刺し網 ・ 留刺し網
9						朝刺し網 ・ 留刺し網
10						朝刺し網 ・ 留刺し網
旬計						
11						朝刺し網 ・ 留刺し網
12						朝刺し網 ・ 留刺し網
13						朝刺し網 ・ 留刺し網
14						朝刺し網 ・ 留刺し網
15						朝刺し網 ・ 留刺し網
16						朝刺し網 ・ 留刺し網
17						朝刺し網 ・ 留刺し網
18						朝刺し網 ・ 留刺し網
19						朝刺し網 ・ 留刺し網
20						朝刺し網 ・ 留刺し網
旬計						
21						朝刺し網 ・ 留刺し網
22						朝刺し網 ・ 留刺し網
23						朝刺し網 ・ 留刺し網
24						朝刺し網 ・ 留刺し網
25						朝刺し網 ・ 留刺し網
26						朝刺し網 ・ 留刺し網
27						朝刺し網 ・ 留刺し網
28						朝刺し網 ・ 留刺し網
29						朝刺し網 ・ 留刺し網
30						朝刺し網 ・ 留刺し網
31						朝刺し網 ・ 留刺し網
旬計						
合計						

まだら固定式刺し網漁業の操業に要した経費（1月、2月のどちらかの月のみ操業の場合は、操業月の報告に経費を記載、1～2月に操業した場合は、2月の報告書に操業に要した経費の合計を記載する）

漁具費	燃料費	人件費	その他（ ）	経費合計
千円	千円	千円	千円	千円

※人件費は乗組員の人件費を記載願います（船主（船頭）分を除く）。

※金額は千円未満切り捨てで報告願います。